

指定管理者評価シート（令和6年度）

施設名	八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム																																																		
指定管理者	名称	社会福祉法人 和泉蓮華会																																																	
	所在地	松山市和泉北一丁目20番18号																																																	
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）																																																		
評価担当課	市民福祉部 社会福祉課																																																		
施設の概要	◎八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム 障害者総合支援法に基づき、心身障害者の福祉の向上を図るため以下の事業を行う。 ○ 生活介護事業 障害者総合支援法に基づく生活介護事業で、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事介護などの支援を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供する。 利用対象者：年齢18歳以上で障害程度区分3以上の知的障害者、精神障害者、身体障害者。 年齢50歳以上で障害程度区分2以上の知的障害者、精神障害者、身体障害者。 利用定員：16名 サービス提供時間：平日9時30分～16時00分 職員の体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 10%;">職種</th> <th style="width: 10%;">施設長</th> <th style="width: 10%;">看護職員</th> <th style="width: 10%;">生活支援員</th> <th style="width: 10%;">栄養士</th> <th style="width: 10%;">調理員</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>1</td> <td>1.0</td> <td>1.6</td> <td></td> <td></td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>現員数</td> <td>1（兼）</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> <td>0.5（兼）</td> <td>2（委託）</td> <td>7.5</td> </tr> </table> ○ 就労継続支援（B型）事業 障害者総合支援法に基づく就労継続支援（B型）事業で、就労移行支援事業等を利用しても、一般就労に結びつかなかった者に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、支援等を行う。 利用対象者：年齢18歳以上の在宅の知的障害者、精神障害者、身体障害者。 利用定員：24名 サービス提供時間：平日9時30分～16時00分 職員の体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 10%;">職種</th> <th style="width: 10%;">施設長</th> <th style="width: 10%;">職業指導員</th> <th style="width: 10%;">生活支援員</th> <th style="width: 10%;">目標工賃達成指導員</th> <th style="width: 10%;">栄養士</th> <th style="width: 10%;">調理員</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>1</td> <td>1.0</td> <td>2.2</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>現員数</td> <td>1（兼）</td> <td>1.0</td> <td>3.5</td> <td>1.0</td> <td>0.5（兼）</td> <td>2（委託）</td> <td>9.0</td> </tr> </table>						職種	施設長	看護職員	生活支援員	栄養士	調理員	合計	基準数	1	1.0	1.6			3.6	現員数	1（兼）	1.0	3.0	0.5（兼）	2（委託）	7.5	職種	施設長	職業指導員	生活支援員	目標工賃達成指導員	栄養士	調理員	合計	基準数	1	1.0	2.2	1.0			5.2	現員数	1（兼）	1.0	3.5	1.0	0.5（兼）	2（委託）	9.0
	職種	施設長	看護職員	生活支援員	栄養士	調理員	合計																																												
	基準数	1	1.0	1.6			3.6																																												
	現員数	1（兼）	1.0	3.0	0.5（兼）	2（委託）	7.5																																												
	職種	施設長	職業指導員	生活支援員	目標工賃達成指導員	栄養士	調理員	合計																																											
	基準数	1	1.0	2.2	1.0			5.2																																											
	現員数	1（兼）	1.0	3.5	1.0	0.5（兼）	2（委託）	9.0																																											
	○ 地域活動支援センター事業（Ⅲ型） 障害者総合支援法に基づき、障害者の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する基本事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴、食事の提供、送迎等のサービスを実施する事業を行う。 利用対象者：在宅の知的障害者、精神障害者、身体障害者。施設に入所している障害者であって日中活動を希望する者。 利用定員：10名程度 サービス提供時間：平日9時30分～16時00分 職員の体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 10%;">職種</th> <th style="width: 10%;">施設長</th> <th style="width: 10%;">生活支援員</th> <th style="width: 10%;">栄養士</th> <th style="width: 10%;">調理員</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> <tr> <td>基準数</td> <td>1</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>現員数</td> <td>1（兼）</td> <td>1.0</td> <td>0.5（兼）</td> <td>2（委託）</td> <td>4.5</td> </tr> </table>							職種	施設長	生活支援員	栄養士	調理員	合計	基準数	1	1.0			2	現員数	1（兼）	1.0	0.5（兼）	2（委託）	4.5																										
	職種	施設長	生活支援員	栄養士	調理員	合計																																													
	基準数	1	1.0			2																																													
現員数	1（兼）	1.0	0.5（兼）	2（委託）	4.5																																														

施設の概要

○ 日中一時支援事業

障害者総合支援法に基づく日中一時支援事業で、障害者及び障害児を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う。

利用対象者：在宅の知的障害者（児）、精神障害者（児）、身体障害者（児）。

利用定員：6名

サービス提供時間：平日9時30分～16時00分

職員の体制

職種	施設長	介護職員	栄養士	調理員	合計
基準数	1	1.0			2
現員数	1（兼）	1.0	1（兼）	2（委託）	5.0

○相談支援（者、児）事業

障害者総合支援法に基づく特定相談支援（者、児）事業で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」を行う。

利用対象者：障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は、地域相談支援の申請に係る障害者。

サービス提供時間：平日8時30分～17時15分

職種	施設長	相談支援員	合計
基準数	1	1.0	2.0
現員数	1	1.0	2.0

指定管理者の業務

（１）施設の維持管理に関すること。

（２）事業の実施に関すること。

（３）施設の利用料の徴収に関すること。

（４）市長が必要と認める業務。

施設利用状況

<利用者数> (単位：人)

	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生活介護事業	16	13.09	12.87	12.95	12.65	12.50	12.05	12.35	12.73	12.7	9.04	11.89	12.96
就労移行支援事業	－												
就労継続支援B事業	24	24.41	24.04	24.0	23.26	21.82	21.95	21.39	20.09	20.35	17.04	19.39	19.39
地域活動支援センター	実利用者数	－	164	161	154	146	111	138	156	148	145	106	112
	1日平均	10	7.8	7.6	7.7	6.6	5.5	7.2	7.0	7.4	7.2	7.5	7.4
日中一時支援事業	6	0.23	0.29	0.13	0.29	0.37	0.20	0.1	0.03	0.04	0.04	0.04	0.06
特定相談事業所 八幡浜	者	－	16	12	3	8	13	15	6	4	13	2	7
	児	－	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1

収支状況

<指定管理者としての収入・支出（決算）>

事業別	収入金額（円）	支出金額（円）	収支
生活介護	27,423,609	28,994,938	△ 1,571,329
就労継続支援（B）	66,536,770	58,705,048	7,831,722
地域活動支援センター（Ⅲ）	7,332,675	7,757,876	△ 425,201
日中一時支援	358,130	99,948	258,182
特定相談支援事業八幡浜	4,109,642	4,109,642	0
合 計	105,760,826	99,667,452	6,093,374

収入内訳	収入金額（円）	支出内訳	支出金額（円）
介護給付費	78,597,950	人 件 費	60,115,116
使 用 料	2,205,360	事 務 費	4,126,776
地域活動支援センター	7,191,350	委 託 料	10,081,758
そ の 他	17,766,166	そ の 他	25,343,802
合 計	105,760,826	合 計	99,667,452

評 価 項 目	判 定	評 価 の 内 容
事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保し、及びサービスの向上が図られるものであること (第1号)	B	①市民の平等な利用を確保できるような有効な手段が講じられているか。
		②市民の利用促進が図られ、特定の団体等を優遇するおそれがないか。
		③利用者に対するサービス向上策は適切か。
		④利用者からの苦情の処理及び利用者に対する要望の把握並びにこれらに対する実現策は適切か。
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともにその管理にかかる経費の縮減が図られるものであること (第2号)	B	①施設の利用拡大に向けた方策は適切か。
		②総合的に収支計画が適切で、管理経費の縮減が図られる内容となっているか。
		③収支計画書は、利用料金収入を向上させる内容となっているか。
		④自主事業の計画書の内容は適切か。
		⑤人件費の設定は、職員費に見合った内容で適切か。
		⑥経費削減は、市民サービスの低下を招くことのない方策となっているか。
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有し、又は有することが確実であること (第3号)	A	①施設の現状を正しく認識し、今後の管理のあり方について具体的かつ適切な提案がなされているか。
		②法人等の経営状態に問題はないか。
		③施設の管理業務に係る職員体制は十分なもののか。
		④その他管理経費の設定に無理はないか。
		⑤施設の管理業務のうち、第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。
		⑥同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を有することが期待できるか。
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして市長等が別に定める基準 (第4号)	B	①個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。
		②衛生管理、火気管理等の安心・安全な施設管理が期待できるか。
		③管理業務に係る地元雇用・市内調達の考え方及び実現性は適切か。
		④地域活動への参加等の地元貢献についての考え方及び実現性は適切か。
総 合 評 価	B	【評価・コメント】 昨年度と比較して、就労継続支援B型の収支は、報酬改定、加算の増額と管理経費の削減により増加し、事業経営の安定化が図られている。令和4年度から医療的ケア児に対する支援を開始し、サービスの向上にも努めている。加えて、社会貢献活動や地域行事等への参加にも積極的に取り組んでいる。
		【総括評価】 指定管理者である社会福祉法人和泉蓮華会は、平成14年の施設開設時から、障害者の社会参加と自立を目指して、利用者ニーズを満たすことができるように工夫しながら施設の運営管理に努めている。また、同法人は、市外においても同様の事業を実施しており、企業グループ内の情報交換等により地域のニーズを把握し令和4年度からは日常生活において、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが日常的に必要な児童の支援を開始しており、利用者サービスの向上を図っている姿勢は評価できる。

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)